

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20250723	大井タクシー株式会社 (法人番号 5080001013360) 代表 者石神聖和	静岡県島田市金谷新町 2514-3	本社営業所	静岡県島田市金谷新町2 514-40	輸送施設の使用停止 (91日車)及び文書警告	道路運送法第15条第1 項	令和7年1月20日、監査方針に基づいて、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)運行管理者の選任解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(3)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(4)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(5)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(6)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(7)業務の記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(9)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(10)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(11)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)、(12)運行管理者の講習受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)、(13)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)、(14)運転者証の返納等義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16条第2項)	10	10

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
2	20250730	河芸タクシー有限会社 (法人番号 2190002002255) 代表 者村田友和	三重県津市河芸町大字東 千里132番地5号	本社営業所	三重県津市河芸町大字東 千里字大沢136番地5号	輸送施設の使用停止 (70日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第21条第5項	令和7年1月29日、監査方針に基づいて、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(2)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(5)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)。	7	7
3	20250710	静岡ひかりタクシー株式会社(法人番号 2080001004362) 代表 者泉真	静岡県静岡市葵区新伝馬 3丁目1番5号	本社営業所	静岡県静岡市葵区新伝馬 3丁目1番5号	文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第24条第5項	令和7年6月20日、監査方針に基づいて、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(5)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)。	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。